資料編

1　子ども・子育て支援会議議事一覧

開催日	議題
令和元年6月20日	第１回　子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ②次期計画策定について 〔報告事項〕 ①幼児教育無償化について ②令和元年度スーパーひのっち「なつひの」の実施について ③子ども家庭相談受理件数について
令和元年8月1日	第２回　子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①新!ひのっ子すくすくプラン(第５章 163 事業)の進捗状況について ②次期計画策定について ③幼児教育無償化について 〔報告事項〕 ①令和３年度学童クラブ民間活力導入(運営委託)について
令和元年9月26日	第３回　子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①量の見込みについて ②次期計画の体系に基づく施策・事業について 〔報告事項〕 ①（仮）子ども包括支援センター基本方針について ②公立保育園の民営化について ③実費徴収に係る補足給付を行う事業について
令和元年10月31日	第４回　子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①次期計画の体系に基づく施策・事業について（一部変更） ②量の見込み及び確保方策について（第５章・第６章） ③計画書(素案)について 〔報告事項〕 ①学童クラブの民間活力の導入（運営委託）について
令和元年11月28日	第５回　子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①計画書(素案)について ②パブリックコメントについて
令和２年2月20日	第６回　子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①次期計画パブリックコメントの報告について ②次期計画書素案について 〔報告事項〕 ①学童クラブ民間活力の導入等に関する検討会について ②とよだ保育園民営化に関する報告書について

2 子ども・子育て支援会議委員名簿

※計画の策定を行った平成 31 年４月から令和２年３月に委嘱をした委員を記載しています。

（◎会長　〇副会長）

区　分	団体名等	氏　名	備　考
子どもの保護者	日野市公立保育園父母会連合会　会長	門田　剛和	
	日野市私立幼稚園父母連合会　副会長	浅原　早苗	
	日野市学童保育連絡協議会　会長	朝倉　梢恵	
	日野市立小中学校ＰＴＡ協議会　顧問	東　桜子	
地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者	日野市青少年育成会連合会 大坂上中地区青少年育成会	横川　恭子	
	日野市青少年委員の会	寺田　達也	
	日野市民生委員・児童委員協議会 東部地区副会長	久冨　明美	
事業主を代表する者	コニカミノルタ株式会社 人事部 タレントマネジメントグループ	北村　昭子	
労働者を代表する者	連合南多摩地区協議会　副議長	佐々木　慎也	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	日野市私立幼稚園協会　会長	稲田　勝之	
	日野市社会福祉法人立保育園連合会	原嶋　正子	
	一般社団法人 東京都認証保育所事業者の会 代表理事	青嶋　暁子	
	特定非営利活動法人 子どもへのまなざし　理事	小俣　彰男	
	特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野 理事・事務局長	土屋　和子	〇
学識経験者	実践女子大学　教授	田中　正浩	◎
公募市民	公募市民	柊澤　利也	
関係行政機関の職員	日野市公立小学校長会 日野第七小学校　校長	小林　光市	
	日野市教育委員会教育部　部長	山下　義之	
	日野市健康福祉部　部長	赤久保　洋司	
	日野市子ども部　部長	篠崎　忠士	

３　子ども・子育て支援会議事務局名簿

※計画の策定を行った平成 31 年４月から令和２年３月に携わった職員を記載しています。

部　署	役　職	氏　名	備　考
子育て課	課長	仁賀田　宏	
	課長補佐	熊谷　真知子	
		木暮　博	
	副主幹	佐々木　哲	
	係長	大沢　百代	
		横堀　加奈代	
	主査	中村　由加里	
	主任	奥　絵里奈	
保育課	課長	中田　秀幸	
	課長補佐	綿貫　真二	
	係長	前島　洋一	
		石原　収	
	主査	奥村　周	
子ども家庭支援センター	センター長	正井　暢子	
	係長	小出　剛	
		藤井　美奈子	
		吉沢　隆助	
	主査	三輪　昇史	

4　日野市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年9月 30 日

条例第 24 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第３条　支援会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

２　支援会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

（組織）

第４条　支援会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　子どもの保護者（市内に住所を有する者に限る。）

⑵　地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者

⑶　市内の民間企業の事業主を代表する者

⑷　市内の民間企業の労働者を代表する者

⑸　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑹　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

⑺　関係行政機関の職員

⑻　その他市長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第６条　支援会議に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　支援会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　支援会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

３　支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第８条　会長は、支援会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第９条　支援会議は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第 10 条　委員の報酬は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 38 年条例第 13 号）の定めるところによる。

（庶務）

第 11 条　支援会議の庶務は、子ども部において処理する。

（委任）

第 12 条　この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

（日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 38 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

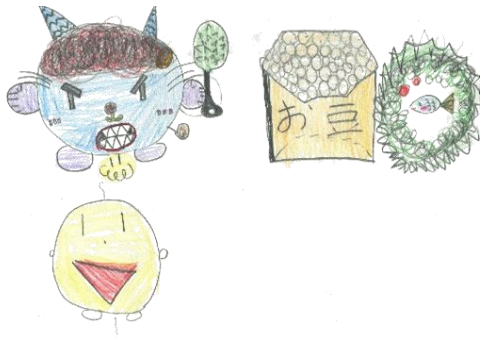

5　日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則

平成25年11月27日
規則第53号

（趣旨）

第１条　この規則は、日野市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第60号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　会長は、条例第１条に規定する日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題その他必要な事項を支援会議の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。

（欠席の申出）

第３条　委員は、支援会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

（会議の公開等）

第４条　支援会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

２　会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

３　会長は、あらかじめ設けた傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

４　傍聴人は、会長が会議を非公開とすると判断した場合は、速やかに退場しなければならない。

５　会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

（協力の依頼）

第５条　条例第８条の規定に基づく関係者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

（議事録）

第６条　議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1)　支援会議の日時及び場所

(2)　出席した委員の氏名

(3)　議事となった事項

２　議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（専門部会）

第７条　条例第９条に規定する専門部会（以下「部会」という。）は、支援会議から付託された専門的な事項について調査審議するものとする。

２　部会は、会長が指名する委員及び条例第８条の規定により会長が認めた関係者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（部会長等）

第８条　部会に部会長を置き、会長が指名する部会員がこれに当たる。

２　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

３　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

４　部会は、部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

５　部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第９条　部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（準用）

第 10 条　第２条から第６条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（支援会議への報告）

第 11 条　部会長は、支援会議から付託された事項について調査審議をしたときは、その結果を支援会議に報告しなければならない。

（委員の辞職）

第 12 条　委員を辞職しようとするときは、事由を付して市長に届け出なければならない。

（委任）

第 13 条　この規則に定めるもののほか、支援会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定めるものとする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

新！ひのっ子すくすくプラン
～第２期日野市子ども・子育て支援事業計画～

令和２年３月
発行 日野市　　編集 子ども部子育て課
〒191－8686　東京都日野市神明一丁目 12 番地の１
TEL 042-514-8579（直通）　FAX　042-583-4198
E-MAIL　　jidouf@city.hino.lg.jp

表表紙・挿絵は、学童クラブに在籍する子どもたちの作品です。
写真は、令和元年度家族ふれ愛写真展における受賞作品です。